

【問6 参考資料】古賀市における介護予防・高齢者福祉に関する事業一覧(平成28年度)

事業名		事業概要
地域支援事業	1 高齢者生きがいづくり支援センター(えんがわ)事業	高齢者の豊かな経験、知識、技能を生かし、健康づくりや文化活動を行う。また、世代間交流等を行い、相互理解を深めると共に、活動の成果を地域に還元する。
	2 高齢者軽運動促進事業(いきいきボールンピック事業)	古賀市介護予防週間イベントとして、ボールゲーム大会を実施。平均年齢65歳以上で概ね5人1チームで参加。
	3 地域介護予防推進事業	介護予防普及啓発のため、各種講座等を実施。 ①出前講座…介護サービス事業所の専門職等が講師となり、地域で出前講座を行う。 ②健康づくり関連事業…地域の運動教室支援、健康づくり運動サポーター養成講座及び連絡会、健康づくりステップアップ講座等を行う。 ③介護予防音楽サポーター養成講座…地域で音楽を使った介護予防活動を行うサポーターを養成する ④高齢者人生プランニング講座…概ね50歳以上の市民に自分の振り返りを行い、終期までのライフプランを作成し、前向きに社会参加する場所を見つけていく。 ⑤活き生き音楽校…演奏や歌うことで、心肺機能、口腔機能、嚥下機能、認知機能の維持向上を図る。
	4 介護予防サポーター事業	高齢者が介護施設や地域で介護予防活動をサポートしてもらったポイントに応じ、交付金を受け取れる事業。高齢者の外出、健康増進、社会参加および生きがいづくりを図る。
包括支援・任意事業	5 高齢者総合相談事業	地域包括支援センターにおいて、医療、介護、権利擁護、虐待など、さまざまな高齢者に関する相談に対応する。
	6 介護用品給付事業(紙おむつ)	要介護3以上の在宅で介護を要する高齢者に対し、紙おむつを給付し、負担の軽減、福祉の増進を図る。
	7 高齢者成年後見制度利用支援事業	身寄りがなく判断能力が十分でない高齢者の後見市長申立を行い、その費用を助成。平成26年度より、市民後見人養成準備。
	8 認知症サポーター養成事業	認知症について正しく理解する「認知症サポーター」及び小学生対象の「認知症ジュニアサポーター」を養成。
	9 介護給付費通知事業	利用者のコスト意識の向上と、介護サービス事業者の適正な請求を図るため、利用サービス、回数、自己負担額を印字した通知書等を、利用者へ年2回送付する。平成26年度から実施。
	10 高齢者等配食事業	調理や食事の調達が困難な高齢者等に配食サービスを実施し、高齢者の健康増進及び安否の確認を行う。
	11 徘徊高齢者捜してメール(認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業)	徘徊のおそれがある高齢者を家族等が市に届けることにより、市と警察署で情報共有を図り、徘徊が発生したときに365日対応で、協力者へメールを配信する。平成26年度から実施。

事業名		事業概要
在宅生活支援	12 住宅改造助成	要介護(支援)認定者に対し、30万円を限度に住宅改造助成を行う。原則、介護保険サービスの住宅改修を行い、工事費が利用限度額を超えた場合に支給。
	13 高齢者24時間見守り事業 (安否確認緊急コール事業)	夜間等に不安を抱えている70歳以上の一人暮らし高齢者に、ボタン一つで健康などに精通した看護師等が待機するオペレーターセンターにつながる装置を貸出す。
社会参加・生きがいづくり	14 シルバー人材センター支援事業	高齢者の能力が生かされる様々な就労を促進し、社会参加、生きがいづくりができるよう支援。
	15 高齢者外出促進事業 (おでかけハンドブック)	イベントに参加し、貯まったポイントに応じ、健康グッズと引き換える事業。外出を促進することで、ひきこもりを防止し、高齢者が社会や地域とのつながりを維持できるようにする。
	16 地域活動サポートセンター(ゆい)事業	概ね60歳以上の高齢者が、要介護(支援)状態にならないよう、サポーターによる介護予防活動を通じて、心身の機能の低下防止や仲間づくりを行う。
	17 介護予防支援センター(りん)事業	概ね60歳以上の高齢者が、要介護(支援)状態にならないよう、「モノづくり」等で自らの生きがい活動や仲間づくりを行う。
	18 介護予防・生きがい活動支援センター(しゃんしゃん)事業	概ね60歳以上の高齢者が、要介護(支援)状態にならないよう、室内レクリエーションや各種手芸等の生きがい活動を行う。
	19 老人クラブ活動支援事業	地域の高齢者が互いに親睦を図りながら、地域のボランティア活動等を行い、社会参加や生きがいづくりが促進されるよう老人クラブ活動を支援。
	20 長寿祝賀事業	敬老の日に88歳、99歳及び100歳以上の市民に記念品代を贈呈することで、敬意を表し長寿を祝福する。100歳は県からも表彰あり。
生活負担軽減	21 高齢者はり灸施術利用支援事業	高齢者にはり灸施術料の一部を助成し、負担の軽減を図り、安らぎを付与する事業。
	22 外国人高齢者経済的支援事業	大正15年4月1日以前生まれで、年金がない在日外国人高齢者に対して給付金を支給。
施設生活支援	23 養護老人ホーム入所管理事業	環境的、経済的な理由で在宅での生活が困難な高齢者に対して、心身の状況、置かれている環境、居宅における介護の可能性を総合的に勘案して入所措置を行う。
	24 高齢者緊急一時保護事業	虐待等により保護・分離を必要とする高齢者に対し、施設等を利用して一時保護を実施。